

厚生労働大臣の定める掲示事項 (令和8年 6月1日現在)

【当院は保険医療機関です。(医療機関コード:583.060.6)】

■当院では、関東信越厚生局長に下記の届出を行っております。

1) 基本診療料の施設基準等に係る届出

- 歯科点数表の初診料の注1
- 電子的歯科診療情報連携体制整備加算2

2) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- クラウン・ブリッジ維持管理料
当院で装着したブリッジにおいて、2年間の維持管理に取り組んでいます。
異常があればそのままにせず、早めにお知らせください。
- CAD・CAM冠およびCAD・CAMインレー
- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)
- 歯科技工所ベースアップ支援料

■義歯を6ヶ月再製作できない取扱い

入れ歯(同一のもの)を新しく作った後、6カ月間は新たに作り直すことはできません。
異常があればそのままにせず、早めにお知らせください。

■当院では、患者様と協力して歯の病気の継続管理に努めています。

■通院が困難な患者様には、訪問診療を行っております。

■当院の個人情報保護指針、取り扱いは別掲示(個人情報保護)をご覧ください。

■当院では、患者様のご希望によりその使用料、利用回数に応じた実費の負担をお願いしております。別掲示(保険適用外料金表)をご確認ください。